

地域と家族の
絆



昭和区 防災・減災 秋まつり2025

2025.11.8[SAT] 9:30～16:30

防災公園＜川名公園＞

主催：昭和区防災・減災秋まつり 2025 実行委員
運営主体：昭和区商店街連合会
共催： 昭和区役所

企画主旨

南海トラフ大地震が発生した際に、この東海地方は未曾有の甚大な被害を受ける事が予想されています。

昭和区防災・減災秋まつりでは、平時における「防災・減災」の意識を高め、有事に備えていくために、2017年よりイベントを通じて楽しみながら体験する機会を提供してきております。

2025年1月、政府の地震調査委員会は南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、これまでの「70%から80%」を「80%程度」に引きあげました。こういった動きもあり、我々イベント実行委員としても防災・減災の啓蒙活動を今一度より強固に実施していかなくてはなりません。

この昭和区防災・減災秋まつりは”地域と家族の絆”をテーマにして、自助・共助・公助の意識を高めていき、地域で連携することの重要性を、イベントを通じて知っていただくことを大きな目的としております。

2024年より屋外でのイベントコンテンツに加えて隣接の小劇場にて講師の先生を招いての講演やトークセッション、防災公園としての川名公園を知っていただくための屋外・災害施設の使用方法を伝える施設ツアーなどを実施し、有事に備えてより防災色を強めました。

開催7回目となる今回は、高まる防災意識の中で、さらなる啓蒙活動のありかたをアップデートしていくイベントとなるよう企画いたしました。

実績

- ・2017年…昭和区制80周年記念事業 ……延べ来場者数約12,000人
- ・2018年…第一回昭和区防災・減災秋まつり2018 ……延べ来場者数約10,000人
- ・2019年…第二回昭和区防災・減災秋まつり2019【台風の為に中止】
- ・2022年…第三回昭和区防災・減災秋まつり2022 ……延べ来場者数約11,500人
- ・2023年…第四回昭和区防災・減災秋まつり2023【強風の為に午後の部中止】 ……約7,000人

共催：昭和三区役所 協力：かながわ病院 南山大学One Step
後援：名古屋市

- ・2024年…第五回昭和区防災・減災秋まつり2024 ……延べ来場者数約15,000人

共催：昭和三区役所 名古屋市文化振興事業団「昭和区文化小劇場」
後援：名古屋市 日本赤十字社愛知県会センター 名古屋第二病院
Japanese Red Cross Aichi Medical Center Nagoya-2nd Hospital

※新型コロナウイルスの影響により2020年、2021年は開催見送り



マルシェブース

マルシェブース出店費用

15,000円／ 1ブース (2.5m×2.5m程度)

<出店内容・注意事項>

- ・タープテント・テーブル・椅子は基本的にご持参いただき、必要な場合はレンタルください。
 - ・タープテント内外の装飾は自由です
 - ・タープテントの外に看板、のぼりを置くことは可能です
- ※他の出店企業様のブースへ入ってしまうことは禁止です
※詳しくは別紙参照

【レンタル費用】

タープ ……………1張 3,000円

会議用テーブル ……1台 2,000円

パイプ椅子 ……………1脚 1,000円

※レンタルの際は事前申し込みが必要です。



※写真はイメージです

配置予定図



防災・減災 秋まつり 2025 出店規約

開催日時：令和7年11月8日（土） 午前9時30分～午後4時30分

開催場所：川名公園・昭和文化小劇場

設営予定時間：午前7時～午前9時15分（設営後、食品を扱う店舗は保健所の審査を行います）

撤収予定時間：午後4時45分～午後6時

①売店・ブース設置に関する規約

1. 売店・ブースの設置場所

- ・売店の設置場所は開催場所内とする。
- ・具体的な設置場所については運営側が決定し、出店者には事前に通知される。
- ・設置場所の変更は運営側の判断により行われる場合がある。

2. 開催期間および運営時間

- ・売店・ブースの営業時間は、イベントの開催スケジュールに準じる。
- ・運営時間は事前に通知されるが、変更が生じる場合がある。

3. 中止・延期の対応

- ・以下の事由が発生した場合、運営側は売店の営業を中止・延期できる。
 1. 天候の悪化（強風、大雨、台風、豪雪、地震などの自然災害）
 2. イベント自体の中止や延期（主催者の判断によるもの）
 3. 会場の安全が確保できない場合（事故、火災、停電など）
 4. その他、運営継続が困難と判断される事由
- ・中止の判断については、別紙「中止判断基準」を参照すること。
- ・中止・延期（開催可否の決定は前日の16時予定）が決定した場合、出店者へ速やかに通知される。※開催の場合は通知は致しません

4. 免責事項

- ・中止・延期に伴う損害について、運営側は責任を負わない。
- ・出店者は、予測不能な事態に備えた対策を各自で講じるものとする。

5. その他

- ・その他、売店運営に関する詳細なルールや禁止事項については、運営側が定める指示に従うものとする。
- ・規約の変更がある場合は、運営側より適宜通知される。

②販売品目に関する規約

販売可能な品目（販売品目は、以下の範囲に限るものとする）

1. 農・水・畜産物（産地が明記されているものに限る）
2. 加工食品（主原料が明記されているものに限る、また食品衛生法など関連法規に適合していること）
3. 当日の開催場所で調理される飲食物（食品衛生管理を徹底し安全に提供できるものに限る、また調理・販売に関する必要な許可や届出を取得すること）
4. ハンドクラフト・工芸品・雑貨など手作りの物（手作り品であることが明確なものに限る、また著作権や商標権を侵害しないものとする）
5. 防災・減災に関わる物（防災用品、非常食、携帯ラジオ、懐中電灯、防災マニュアルなど、また関連法規に適合していること）
6. その他、運営側が許可した物（出店者からの申請に基づき、運営側の判断で特別に許可された品目）

③出店申請に関する規約

1. 出店申請手続き

出店希望者は、運営側が定める期日までに、以下の書類を名古屋市商店街振興組合連合会 昭和区支部へ提出するものとする。

提出書類

- ・参加出店票（必要事項をすべて記入したもの）
- ・必要許可証のコピー（該当する場合）
- ・製造販売許可証 または 食品営業許可証（食品を取り扱う場合）

申請内容の変更

- ・申請後に内容が変更された場合、速やかに更新された申請書を再提出すること。
- ・許可証の有効期限が切れている場合は、新しい許可証のコピーを提出すること。

2. 申請先

各申請書に記載

3. 注意事項（重要）

- ・申請期限を過ぎた場合、出店を認めないことがあるため、必ず期限を守ること。
- ・必要書類に不備がある場合、受理されない可能性があるため、事前に確認すること。
- ・運営側が追加資料の提出を求めた場合、速やかに対応すること。
- ・申請書に虚偽の記載があった場合、出店資格を取り消すことがある。

④注意事項に関する規約

食品を扱う出店者は、次の事項を満たさなければならない。

1. 食中毒などのリスクに備え、保険（食品事業者総合保険／食品賠償保険共済）等に参加していること。
2. 食品衛生関連法令に基づき、管轄の保健所の営業許可を取得すること。
3. 食品衛生関係法令の基準に従い、適切に陳列・保管が十分であり、容器や包装により汚染防止措置を徹底すること。
4. 耐水性・有害物質を含まない廃棄物容器を備え、常に清潔を保つこと。
5. その他、食品衛生関係法令に規定された施設基準に適合していること。

⑤設置基準に関する規約

1. 1ブースのサイズは、2.5m×2.5m～3.0m×3.0m以内とする。（キッチンカーは例外とし、別途運営側の指示に従うこと）
2. テント、テーブル、椅子は出店者自身で準備し設置すること。備品のレンタルを希望する場合は、事前申し込みが必要。（詳細は別紙参照）
3. テントを設置する際は、必ず風対策を行うこと。（20Lの水容器4個を満水し、すべての脚に設置すること）
4. 飲食出店者は、トレー、パック、串などの容器を回収するゴミ箱を各自で設置し、ゴミを必ず持ち帰ること。（会場内への放置は禁止）
5. 違反時の対応
 - ・設置基準を守らない場合、運営側が改善指示を行い、従わない場合は出店を中止させることがある。
 - ・事故や安全上の問題が発生した場合、出店者の責任となる。

⑥出店料およびキャンセル料に関する規約

1. 出店者は販売や設備設置・撤去に要する経費相当額として出店料を負担するものとする。
2. 出店決定後のキャンセルは速やかに運営側に連絡すること。キャンセル料は以下の通り適用される。

開催日の60日前～22日前まで	無料
開催日の21日前～15日前まで	出店料の50%
開催日の14日前～当日まで	出店料の100%

⑦出店者の管理責任に関する規約

1. 販売品目および販売備品の管理は、すべて出店者の責任とする。
2. 火災、盗難、その他不可抗力による災害について、運営側は一切の責任を負わない。
3. 出店者は、万が一の事故やトラブルに備え、必要な対策を講じること。
4. 事故やトラブルが発生した場合は、速やかに運営側へ報告すること。
5. 各ブースの出店者は、自ブースに並ぶ来場者の行列を責任を持って整理すること。

⑧禁止事項に関する規約

出店者およびその運営に関わる者は、以下の行為を禁止する。

1. 出店権利の譲渡・転貸・委託の禁止
2. 不当な価格設定の禁止
 - ・商品を相場とかげ離れた不当な価格で販売することは禁止。消費者に誤解を与える不当表示や虚偽の説明を

行わないこと。

3. 指定場所以外での販売禁止
 - ・指定されたブース以外での立ち売りは禁止。
4. 申請した品目以外での販売禁止
 - ・事前に申請・許可された品目以外の商品を販売することは禁止。販売品目の追加を希望する場合は、事前に運営側の許可を得ること。
5. 音響機器類の使用禁止
 - ・スピーカー・マイク・拡声器などの音響機器の使用は禁止。ただし、運営側の特別な許可がある場合は例外とする。
6. 指定された場所・用途以外での火気使用禁止
 - ・火気の使用は、運営側が許可した目的・場所に限る。安全管理を徹底し、火災防止策を講じること。
7. 危険物の持ち込み禁止
 - ・爆発物・毒物・その他危険な物品の持ち込みは禁止。
8. 会場内は、加熱式タバコ・電子タバコも含め、すべての喫煙行為を禁止する。

⑨事故等の処理に関する規約

1. 事故発生時の対応
 - ・万が一、売店において事故等が発生した場合、出店責任者は直ちに運営側へ連絡すること。
 - ・必要に応じて、救急対応や警察・消防への通報を速やかに行うこと。
 - ・事故の詳細を記録し、運営側の指示に従い適切に対応すること。
2. 損害賠償責任について
 - ・出店者（およびその運営に関わる者を含む）が原因で事故が発生した場合で、開催場所および周辺施設、他の出店者や第三者に損害を与えた場合は出店者が責任を持って補償を行うこと。

⑩現状回復に関する規約

出店者は、イベント終了後、速やかに売店の設備・商品等を搬出・整理し、会場を現状に復すること。撤収作業は、運営側の指示に従い、指定された時間内に完了すること。

その他

- ・公園内に電源やガス設備はありません。（必要な場合は出店者側でご用意ください）
 - ・生もの（寿司など）は販売出来ません。
 - ・公園の既存水道施設は、飲用・手洗い程度の使用は可能です。
 - ・公園内の桧へは、汚水を流す事はできません。
 - ・出店当日の昼食は、各自でご準備ください。
 - ・出店に関する準備（調理設備、看板、仕入れ、運搬経費等）は、出店者側でお願いします。
- 特に、気体燃料（LPガス、カセットガス）・液体燃料（灯油・ガソリン等）・固体燃料（炭等）を使用する器具、ホットプレート等電気を熱源とする器具を使用する出店者は、必ず消火器を設置してください。なお、雨天等により当該イベントが中止となった場合において、品物・経費等の保証は行いません。
- ・食材や調味料などの油が周辺の地面や舗装に付着・染み込まないよう、出店者側にて養生していただきます。
 - ・出店料は出店形態によって異なりますので別紙を参照ください。（出店料は当日の徴収とさせていただきます）
 - ・公園内には駐車スペースがありません。
 - ・近隣の法音寺さま駐車場をお借りする予定ですが、使用制限が掛かる場合があります。（駐車許可証を運営側から発行するため、出店者は必ず見える位置に配置すること）
 - ・出店、販売、品物管理等に関するトラブルの全責任は出店者にあるものとし、主催者側では一切の責任を負いません。